

令和2年4月14日

会員各位

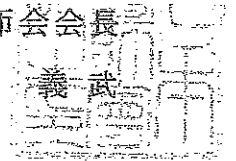
鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための
基本的な方針第八に定める血液製剤代替医薬品について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長

横倉 義武



血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事に対し、標記の通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がありました。

血液製剤については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）の全部を改正する件について」（日医発第1256号（地383））を平成31年3月11日付にて、また、血液製剤代替医薬品に関しては、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（日医発第699号（地255））。以下「旧通知」という。）を令和元年10月8日付にて貴会宛に送付いたしました。

本件は、新薬「遺伝子組換え型ヒトフォン・ヴィレブランド因子製剤（ボニコグアルファ（遺伝子組換え）」）が承認されたことに伴い、基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱いについて、旧通知を廃止し、別添1のとおり定めることを各都道府県知事に対して通知するものです。